

令和 5 年 2 月定例会

(2 0 2 3 年)

市 議 会 議 案

(追 加 議 案)

議案第 4 3 号 吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報
情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 4 4 号 令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 6 号）

議案第 4 5 号 令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
議案第 4 3 号	吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	5	5
議案第 4 4 号	令和4年度吹田市一般会計補正予算(第16号)	9	1 1
議案第 4 5 号	令和5年度吹田市一般会計補正予算(第1号)	1 3	－

議案第 4 3 号

吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例及び吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）

（吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第 1 条 吹田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 1 7 年吹田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 審査会は、前 2 項の規定によるもののほか、吹田市議会個人情報保護条例（令和 5 年吹田市条例第 1 号）第 4 5 条第 1 項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議し、答申するものとする。

第 6 条を第 1 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 1 条を加える。

（議長の諮問に係る調査審議における審査会の調査権限）

第 6 条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、第 2 条第 3 項の諮問（以下「議長の諮問」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示されている保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、議長の諮問に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 議長は、審査会から第 1 項前段又は前項の規定による求めがあったときは、こ

れを拒んではならない。

- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は議長（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述を求めることその他の必要な調査をすることができる。

（議長の諮問に係る調査審議における意見の陳述）

第7条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査請求人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、全ての審査請求人等を招集してさせるものとする。

- 3 口頭意見陳述において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

- 4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

- 5 口頭意見陳述に際し、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、議長に対して、質問を発することができる。

（議長の諮問に係る調査審議における意見書等の提出）

第8条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（議長の諮問に係る調査審議における委員による調査手続）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 第6条第1項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をすること。
- (2) 第6条第4項に規定する必要な調査をすること。
- (3) 口頭意見陳述を聴くこと。
- (4) その他議長の諮問に係る必要な事項

（議長の諮問に係る調査審議における提出意見書等の閲覧等）

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として規則で定める方法を含む。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三

者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、当該閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（議長の諮問に係る調査審議手続の非公開）

第11条 審査会の行う議長の諮問に係る審査請求の調査審議の手続は、公開しない。

（議長の諮問に係る調査審議手続の終結の通知）

第12条 審査会は、議長の諮問に係る審査請求の調査審議の手続を終結したときは、速やかに、審査請求人等に対し、その旨を通知するものとする。

（議長の諮問に対する答申書の写しの送付等）

第13条 審査会は、議長の諮問に対する答申書を作成したときは、その写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表しなければならない。

（審査請求に対する議長の裁決）

第14条 議長は、審査請求に係る諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（議長の諮問に係る資料の写しの交付の費用負担）

第15条 審査請求人又は参加人は、第10条第1項の規定による資料の写しの交付（同項に規定する規則で定める方法を含む。次条において同じ。）を受ける場合においては、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（議長の諮問に係る資料の写しの交付が行政不服審査法の適用を受ける場合における手数料の額）

第16条 第10条第1項の規定による資料の写しの交付が行政不服審査法第38条第1項の規定による提出書類の写し等の交付に該当する場合における同条第4項に規定する手数料の額は、吹田市議会個人情報保護条例第28条第5項の規定による負担に係る費用の額とする。

（吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第2条 吹田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年吹田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「機関の」を「機関及び議会の議長の」に改め、同項第1号中「第66条第1項」の次に「及び吹田市議会個人情報保護条例（令和5年吹田市条例第1号）第9条第1項」を加え、同項第2号中「条例」の次に「及び吹田市議会個人情報保護条例」を加え、同項第3号中「機関」の次に「及び議会」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

吹田市議会個人情報保護条例の制定に伴い、情報公開・個人情報保護審査会の任務の追加等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 4 4 号

令和 4 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 6 号）

令和 4 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 1 6 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保業務	令和 4 年 度 ～ 令和 5 年 度

限 度 額	備 考
千円 1 3 5, 9 0 2	

(3)

令和 5 年度吹田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度吹田市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 3 9, 3 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 7, 7 6 6, 1 0 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		28,874,928	1,439,352	30,314,280
	1 国庫負担金	25,564,399	765,065	26,329,464
	2 国庫補助金	3,217,734	674,287	3,892,021
19 諸収入		3,372,906	46	3,372,952
	5 雑入	2,509,626	46	2,509,672
歳入合計		156,326,708	1,439,398	157,766,106

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		15,967,603	1,439,398	17,407,001
	1 保健衛生費	9,110,096	1,439,398	10,549,494
歳出合計		156,326,708	1,439,398	157,766,106

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	720,291	765,065	1,485,356
計	25,564,399	765,065	26,329,464

(項) 2 国庫補助金

3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	346,061	674,287	1,020,348
計	3,217,734	674,287	3,892,021

(款) 19 諸収入

(項) 5 雑入

3 雑 入	2,509,618	46	2,509,664
計	2,509,626	46	2,509,672

歳 入 合 計	156,326,708	1,439,398	157,766,106
---------	-------------	-----------	-------------

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 新型コロナウイルス ワクチン接種対策費 負担金	765,065	基本額 765,065×10/10

10 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業費補助金	674,287	基本額 674,287×10/10

7 雑 入	46	

--	--	--

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金
～ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(5)

歳出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 保健衛生総務費	3,625,000	2,376	3,627,376	2,376		
14 予 防 費	2,752,390	1,437,022	4,189,412	1,436,976		46
計	9,110,096	1,439,398	10,549,494	1,439,352		46

歳 出 合 計	156,326,708	1,439,398	157,766,106	1,439,352		46
---------	-------------	-----------	-------------	-----------	--	----

(単位 : 千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	12 委 託 料	2,376	健康情報管理システム改修業務委託料
	1 報 酬	492	健康被害調査委員会委員報酬
	2 給 料	18,221	会計年度任用職員給料
	3 職 員 手 当 等	7,689	地域手当 2,187 通勤手当 1,080 時間外勤務手当 676 期末手当 3,746
	4 共 済 費	4,494	大市共負担金 2,683 公務災害補償負担金 8 雇用保険料負担金 108 厚生年金保険料負担金 1,625 労働者災害補償保険料負担金 70
	10 需 用 費	1,908	消耗品費 1,600 修繕料 308
	11 役 務 費	17,146	通信運搬費 17,063 手数料 83
	12 委 託 料	1,274,554	新型コロナウイルスワクチン接種 体制確保業務委託料
	13 使用料及び賃借料	1,728	電子複写機借上料ほか
	18 負担金、補助及び 交付金	107,958	新型コロナウイルスワクチン個別 接種促進協力金
	19 扶 助 費	2,832	新型コロナウイルスワクチン予防 接種健康被害補償給付費

--	--	--	--

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	3,034(2,477)	2,750,967	10,838,367	9,768,763
補 正 前	3,025(2,477)	2,750,475	10,820,146	9,761,074
比 較	9(0)	492	18,221	7,689
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補 正 後	283,446	1,387,091	236,671
	補 正 前	283,446	1,384,904	236,671
	比 較	0	2,187	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
	補 正 後	415,464	3,089,950	1,952,087
	補 正 前	415,464	3,086,204	1,952,087
	比 較	0	3,746	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

明 細 書

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
23,358,097	4,658,164	28,016,261		
23,331,695	4,653,670	27,985,365		
26,402	4,494	30,896		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
266,150	109,668	627,251	9,849	124,842
265,070	109,668	626,575	9,849	124,842
1,080	0	676	0	0
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
1,086,563	169,972	3,792	5,967	
1,086,563	169,972	3,792	5,967	
0	0	0	0	

会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当等 (千円)
補 正 後	436(2,455)	2,750,967	963,860	931,980
補 正 前	427(2,455)	2,750,475	945,639	924,291
比 較	9(0)	492	18,221	7,689
職員手当等 の 内 訳 (千円)	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
	補 正 後	115,688	32,200	700
	補 正 前	113,501	31,120	700
	比 較	2,187	1,080	0

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
計 (千円)				
4,646,807	742,436	5,389,243		
4,620,405	737,942	5,358,347		
26,402	4,494	30,896		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当
21,772	217	736,847	21,036	3,520
21,096	217	733,101	21,036	3,520
676	0	3,746	0	0

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	18,221	その他の増減分	18,221
職員手当等	7,689	その他の増減分	7,689

説 明	備 考
千円	
地域手当 2,187 通勤手当 1,080 時間外勤務手当 676 期末手当 3,746	

会計年度任用職員

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳	
	千円		千円
給 料	18,221	その他の増減分	18,221
職員手当等	7,689	その他の増減分	7,689

説 明	備 考
千円	
地域手当 2,187 通勤手当 1,080 時間外勤務手当 676 期末手当 3,746	

